



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

- 1 -

2015年6月9日

コートジボワールシリーズ（8）
～コートジボワールにおける汚職～

1. はじめに

NGO トランスペアレンシー・インターナショナルによると、コートジボワールの 2014 年の CPI (認識指数) は 32 ポイントの 115 位となっている。なお日本は 76 ポイントの 15 位に位置し、1 位はデンマーク 92 ポイントとなっている。

コートジボワールは、2012 年 2 月 14 日にアフリカ連合腐敗防止対策条約を批准した。また、2012 年 10 月 25 日には国連腐敗防止条約を批准している¹。上述の NGO トランスペアレンシー・インターナショナルによるとコートジボワールの過去の CPI は 2012 年 29 ポイント、2013 年 27 ポイントとなっている。世界銀行の汚職対策についての指標では、2005 年においては 6.6 ポイント、2010 年においては 10.5 ポイント、2011 年 16.6 ポイント、2012 年 20.6 ポイント、2013 年 23.4 ポイントと、2010 年の内戦以前の指標と以降の指標を比較すると改善していることが窺われる。

2. 刑法について

刑法 232 条、233 条及び 234 条において主要な贈賄罪が規定されている。今回は日本人を想定し、贈賄罪のみに焦点を絞る。

（1）公務員の行為

同 232 条の概要は、公務員が一定の行為に関連し自分や第三者の利益のために贈与等の要求、申込の受諾、約束をした場合に 2 年から 10 年までの禁固及び 200,000 フランから 2,000,000 フランまでの罰金を課されるというものである。

同 233 条にでは、公務員が過去に行った行為に関する対価として自分や第三者の利益のために金銭等による報酬を受取った場合、3 ヶ月から 1 年の禁固を課されると規定されている。

（2）贈賄者側の行為

同 234 条においては、同 233 条に規定する取り計らいや利益を得ること、達成すること、実行すること又は延期することを目的として、暴力や脅迫を用いたり、合意、申込、贈り物等をしたり、汚職を誘引する要求に屈したりする場合、例えその者が積極的に行うものでない場合でも²、汚職を認めた者と同一の罪とすると規定している。

同 232 条に規定する者によって実行された行為に対して、贈物等をすることや報酬を誘引する要求に屈する場合も同 233 条と同様の刑罰を受ける。

¹ ECD 外国公務員贈賄防止条約には調印していない。

² 同配慮や汚職がなんらの効力も生まない場合も同様である。

3. 汚職及びそれに相当する違法行為防止及び撲滅に関するオルドナンス (Ordonnance n° 2013-660 du 20 septembre 2013 relative à la prévention et la lutte contre la corruption et les infractions assimilées)

このオルドナンスの特徴は、外国公務員に対する汚職を含む様々な汚職について規定しているところである。刑法をカバーしつつ、更に広げている。以下の行為が罪として取り決められている。

主な犯罪行為は以下の通りである。

(1) 汚職について

ア. 国内公務員の汚職 (corruption d'agents publics nationaux)

- ① 収賄(trafic d'influence)
- ② 職権濫用(abus de fonction)
- ③ 公金や公的な利益の流用ないし不当な取得(détournement et soustraction de deniers et titres publics)
- ④ 公務員の横領(concussion)
- ⑤ 不正な取引 (avantage illégitime)

イ. 外国公務員や国際機関職員の汚職 (corruption d'agents publics étrangers et de fonctionnaires internationaux)

ウ. 民間部門における汚職 (corruption dans le secteur privé)

(2) 相当する違法行為

- ① 利益相反 (conflict d'intérêts)
- ② 利益の不正な取得 (prise illégale d'intérêts)
- ③ 財産申告の拒絶、虚偽の申告、情報の漏洩 (refus de déclaration ou fausse déclaration de patrimoine ou divulgation d'informations)
- ④ 不法領得³ (enrichissement illicite)
- ⑤ 贈物⁴ (cadeaux)
- ⑥ 政党及び選挙運動の不当な資金供与 (financement illégal des partis politiques et des campagnes électorales)
- ⑦ 嫌がらせ (harcèlement moral)
- ⑧ 隠匿 (recel)

(3) 告発義務に関する違反行為(infractions liées à l'obligation de dénonciation)

(4) 付加刑 (peines complémentaires)

(5) 没収、凍結、差押 (mesures de confiscation, gel et saisie)

以上の刑罰の時効は3年間である（同79条）。

4. ガバナンス高等機関 (Haute autorité pour la bonne gouvernance)

³ 日本の領得行為と異なり、公務員が合法の収入と比較して財産が相当程度増加したことについて合理的に説明できない場合のことをいう。

⁴ 収賄と近いが、行為が収賄のように限定されていない。

2013年9月20日のオルドナンス no.2013-661により設立されたこの機関は、国内の汚職を効果的に撲滅することを目的としている。この機関は、汚職撲滅に対する戦略を統轄し、捜査権を持ち、汚職と結びついた他の違反を疑われるものの特定をし、汚職の告発を受理し、共和国検事に申立てし、公的人物（特に議員）の財産申告を受理する責務を有するという任務と手段を有する。

この任務の遂行の為、公的私的を問わずあらゆる私人や法人、有用と判断したあらゆる資料を自由に要求することができる。資料提供の拒否は、公務妨害罪となる。

この国家統制の為の高位機関は、各1名の司法官、弁護士、法律研究教育者、司法警察官、財務省官吏、犯罪学者、社会学者、銀行ないしは金融機関の管理職、情報技術エンジニアの合計9人から構成されている。

現在の会長は Seydou Elimane Diarra 氏である。

5. 他の汚職撲滅に関する機関 (Autres institutions luttant contre la corruption)

(1) 強請り撲滅組織 (Unité de lutte contre le racket (U.L.C.R))

2011年7月26日の省令 no.086に基づくこの組織は、政府の武装組織によって専ら行われている、一般市民に対する恒常的な強請りを無くすという政府の意向により設立されたものである。ULCRの目的は、告発を受理し、強請りをしている公務員を追跡し、逮捕することにあつる。

(2) 公共調達契約規制機関 (Autorité Nationale de Régulation des Marchés Publics (ANRMP))

2009年8月6日のデクレ no.2009-260により設立されたこの独立した行政組織は、公共調達契約に関する調査権と懲戒権という重要な権限を有している。この組織は、公共調達契約の締結に於ける濫用防止により、汚職に対抗している。

(3) 会計院 (Cour des comptes)

この裁判機関は、2001年8月1日の憲法典102条の頃から予定されており、旧会計部 (Chambre de comptes) に代わるものである。2014年10月29日に、国会へ審議の為の法案が提出された。同裁判機関は、国有企業、社会保障組織、地方自治体、助成金を受けている企業等による公金の使用を監視する働きを担っている。

大統領を含む議員の会計報告や財産の検証も役割に含まれている。

(4) 会計検査院(IGF)と対汚職班 (BLC) (Inspection générale des finances (IGF) et Brigade de lutte contre la corruption (BLC))

会計検査院は、財務省の様々な部署の監査を担っている。会計検査院には、対汚職班が含まれている。対汚職班の目的は、財務省の各部門（特に税関）の汚職に対抗し、より広い意味では公金の使途を監視することにある。対汚職班は、苦情や告発を受理し、汚職の事例を調査し、必要があれば司法当局に申立てすることができる。対汚職班の職員は、司法警察の権限を有しており、特に汚職行為を確認し、尋問することができる。

6. 汚職撲滅構想

コートジボワールは、海外からの投資を誘致し投資の安全性を高める為に、汚職への対応策が必要であることを認識し、政府は2013年から2017年にかけてのガバナンスと汚職防止政策を確認している。

7. 結語

以上の通り、徐々に汚職について規定されてきているが、前回ケニアシリーズ（4）で述べたように安易に外国人が守られる状況ではないこと留意されたい。寧ろ、安易に贈賄をすると、そうした弱みに付け込まれることもある。その意味で外国人が認識しておかなければならぬ規定と理解しておくべきである。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋1-1-10
西勘本店ビル5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロマン・ブヨー